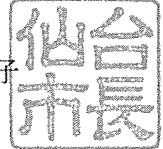


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 5 年 12 月 18 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 大正運輸株式会社 代表取締役 早坂 正志
住所 仙台市泉区西田中字露払屋敷 35 番地の 2
名称 大正運輸株式会社「湯船沢東」車両置場新設工事
種別 区画形質の変更
目的 トラック及びトレーラー置場を新設する為。
内容 現況が休耕田である土地の区域内において、面積 6,600 m²の土地のうち 4,587 m²を国道 457 号とほぼ同一の高さに造成しトラック及びトレーラー置場に供する。工作物は設置しない。造成部分を除く 2,013 m²は既存森林であるため、残置森林とする。
位置 仙台市青葉区芋沢字湯船沢東 7 番 2、13 番 2、13 番 5、18 番、19 番、20 番、21 番
面積 6,600 m²

2 意見の内容

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。